

第3 消極的要素

「この法典の規定は、いずれの精神の著作物についても、その種類、表現形式、価値または目的を問わず、著作者の権利を保護する。」(112-1 条)。本条は、著作物保護にあたって考慮してはならない消極的要素を挙げる。

したがって、裁判所は、精神の著作物として保護されるか否かを判断する上で、これらの要素を理由として保護を否定してはならない。創作の良し悪しを判断しないことにより、時代による価値観の変化や裁判官の好き嫌いに左右されることなく、著作物性を判断しうる。

本条の適用範囲は、著作物性の有無を判断する場面においてであり、著作権の行使の場面においては、これらの要素が考慮されることがある。

1 種類 (genre)

著作物性の有無を判断するにあたり、著作物の種類は考慮されない。著作物は、伝統的に、文学、音楽、美術の3つの種類に分類されている。しかし、これらの種類に属さないことを理由に、保護が否定されることはない。

嗅覚と味覚により感得される創作物については、保護が否定されている(味について欧州司法裁判所 2018年11月13日 C-310/17、香水について破毀院商事部 2013年12月10日 11-19.872)が、種類を理由として保護が否定されているわけではない。

2 著作物の表現形式 (une forme d'expression)

著作物性の有無を判断するにあたり、著作物の表現形式は考慮されない。表現形式とは、著作物が公衆に伝達される方法を意味する。たとえば、文学の著作物について、口頭のものか文書に記されものかは問わない(112-2 条)。また、コンピュータ・プログラムについて、ソースコードであるかオブジェクトコードであるかは問わない。

3 著作物の価値 (mérite)

著作物性の有無を判断するにあたり、著作物の価値(たとえば、その美醜、長短、良し悪し、実用性等)は考慮されない。著作物の価値は、裁判所が判断すべきものではないとの理由による。

4 著作物の目的 (destination)

著作物性の有無を判断するにあたり、著作物の目的(たとえば、工業デザインとしての利用、広告のための利用、情報処理のための利用など)は考慮されない。

従来、実用的な創作は著作権法による保護の対象にならないと考えられていた。しかし、1902年法に美の一体性の理論 (la théorie de l'unité de l'art) が明記され、実用的であることにより著作物性が否定されるものではないことが明らかとなった。美の一体性の理

論とは、著作物性の有無を判断するにあたって目的を考慮しないとの原則である。美の一体性の理論は、1800年代前半から提唱されていたが、Pouilletにより明確化された。Pouilletによれば、「美はその表現がいかなるものであろうと一体である (l'art est un, quelles que soient ses manifestation.)」とされる。

著作物性の有無を判断するにあたり、著作物の目的は考慮されないため、実用性の有無は問われない。その結果、応用美術は純粋美術と同様に、著作権法により保護される。また、地図やコンピュータ・プログラム等も著作権法により保護される。それだけでなく、あらゆる創作物は著作権法により保護される可能性が開かれていることになる。その結果、実務上、投資の保護につながると評価されている。ただし、機能のみからなる表現形式は保護されないため、著作権法の保護の対象をどのように区別するかという問題が生じる。

★目次★

http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237